

# 市民文教委員会会議録

平成25年6月27日(木)

(開会) 10:13

(閉会) 11:44

## 【 案 件 】

1. 議案第59号 飯塚市污水处理施設条例の一部を改正する条例
2. 議案第63号 財産の取得(教育用情報機器等)
3. 議案第64号 訴えの提起(菰田中学校敷地内の民有地の時効取得による所有権確認)

## 【 所管事務調査 】

1. バイオマスの活用について

## 【 報告事項 】

1. 第32回飯塚新人音楽コンクールについて (生涯学習課)
2. 放課後子ども教室に関するアンケート調査の実施について (中央公民館)
3. 平成24年度に発生した体罰に係るアンケート調査について (学校教育課)
4. 「飯塚市がめざす教育 3」の配布について (学校教育課)
5. 工事請負契約について (契約課)

---

### 委員長

ただ今から市民文教委員会を開会いたします。

「議案第59号 飯塚市污水处理施設条例の一部を改正する条例」を議題といたします。執行部の補足説明を求めます。

### 環境整備課長

議案書の23ページをお願いします。

「議案第59号 飯塚市污水处理施設条例の一部を改正する条例」について補足説明いたします。本議案は、穎田中央東団地及び穎田中学校污水处理施設の名称及び処理区域を変更するため、飯塚市污水处理施設条例の一部を改正するものであります。議案書23ページに条文の改正文、24ページに新旧対照表を掲げております。この改正につきましては、污水处理施設に接続しておりました穎田中学校が廃止され、新設された小中一貫校穎田校は污水处理施設を独自に設置したことによりまして、当該施設は穎田中央東団地のみで使用することになるため、条文の改正を行うものであります。

以上、簡単でございますが、補足説明を終わります。

### 委員長

説明が終わりましたので質疑を許します。質疑はありませんか。

### 道祖委員

市民文教委員会ではじめて質問をさせていただきますが、質問というより、ちょっと浦島太郎症候群みたいになっておりますのでお願いでございますが、あとで構いませんので、穎田中央東団地污水处理施設の概要について、資料等、あとで個人的にいただければと、お願いでございます。これはあくまでも委員長、個人的なお願いでございますので、そのように取り計らってください。

### 委員長

はい、わかりました。

他に質疑はありませんか。

( な し )

質疑を終結いたします。

討論を許します。討論はありませんか。

( な し )

討論を終結いたします。採決いたします。

「議案第59号 飯塚市污水处理施設条例の一部を改正する条例」については、原案のとおり可決することに、ご異議ありませんか。

( 異議なし )

ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

「議案第63号 財産の取得(教育用情報機器等)」を議題といたします。執行部の補足説明を求めます。

教育総務課長

議案第63号 財産の取得についてご説明いたします。

議案書の37ページをお願いします。提案理由といたしましては、教育情報機器等を取得するにあたり、地方自治法第96条第1項第8号及び飯塚市議会の議決に付すべき財産の取得、または処分に関する条例第2条に基づき、本案を提出するものでございます。

現在、市内の全小中学校に配備しておりますパソコン教室に設置しておりますパソコンやプリンタ等の教育用情報機器を活用し、児童・生徒の情報教育に供しているところですが、今回、そのパソコンやプリンタ等について、鯉田小学校ほか14校の教育情報機器を更新、整備するものでございます。

内容といたしましては、取得する財産は、教育用情報機器及びそれに係る教育用ソフトウェアで、取得金額1億290万円、契約の相手方は株式会社麻生情報システム飯塚事業所となっております。

なお、今回、整備を行った学校、取得するパソコンやプリンタの台数等の内容の明細につきましては、議案書の38ページのとおりでございます。

以上、簡単ではございますが、議案の補足説明を終わります。

委員長

説明が終わりましたので質疑を許します。質疑はありませんか。

江口委員

まず、入札の形態からお聞きいたします。指名競争入札となっているわけですが、どのような業者さんが何社参加されたのでしょうか。

契約課長

業者選考につきましては、事務用品の情報処理機器の取り扱いがある市内の業者でございます。指名は15社行っております。

江口委員

15社でこの一本を争ったわけですが、額として結構大きいですね。分割発注については考えなかったのかどうか。内容を見てもコンピュータがずらっと入る分であったりとか、片一方ではそのソフトの購入も入っておりますので、この金額からしてやはり、市内の業者の方々に仕事を出すという意味では、分割発注もあり得たのではないかと思うんですが、その点についてはどのようにお考えになられたのでしょうか。

教育総務課長

入札の方法につきましては、さまざまな観点から検討し、関係課と協議しながら実施しているところでございます。今委員がおっしゃいましたように、多くの事業者に入札の機会を提供するという考え方の中、可能なものにつきましては分離分割により実施しているところでござ

いますが、今回の教育用情報機器につきましては一括入札という形でさせていただいております。その理由といたしましては、メンテナンスにおいてハードとソフトを分けてしまえば種々の問題が起きたときに、責任の所在といえますが、機器の納入業者とソフトの納入業者が異なる場合は、所在が不透明なために復旧等に時間を要する場合もあるということ。それと最近の円安等により、パソコンの輸入パーツ等が上昇することも予想されましたので、スケールメリットと申しますが、価格をできる限り抑えたいということ。そして最後に、これが最大の理由でございますが、情報機器ということで学校現場で活用するわけですが、学校の情報担当の教諭等で組織されている飯塚市のIT委員会というのがございます。その中でいろいろ協議する中で、ハードとソフトを一括した事業者による管理について強い要望がありましたので、その辺をもろもろ検討した中で、今回につきましては一括入札という形をとらせていただきました。

江口委員

それは発注する側、そして管理する側にとってみれば、いう相手が1つの方が望ましいのは当たり前だと思うんです。ところがそれであっても、公共工事ということで、分割発注するわけでしょう。例えば空調、衛生設備、そして本体、やはり分けてやるわけですよね。スケールメリットというお話がございましたが、この仕様を見ても1から5番までのハードの部分、それとそれ以下ソフトの部分等では大きく分けられたりはするわけですよ。そういった部分できちんと配慮をしていかないと、現実的には15社として参加できたかもしれないんだけど、現実的な問題としては参加はしたんだけど、声はかかったけれど、おつき合いのないパソコンのハードは安く入るんだけど、ソフトの一部が安く入らないので、やっぱり現実的には大きなハードルがあるということもあり得るわけです。そういった部分についてはきちんとした配慮を契約課のほうもぜひお願いしたいと思っております。

次に、この中でちょっとこれはどうなんだろうと思ったのがあったんですが、その他の中で、その他の10番でパソコンは国内主要メーカーとあるんですけど、これはどういった経緯で入ったんでしょうか。

教育総務課長

今ご質問の国内仕様メーカーということにつきましては、故障等におきましてパーツ、部品等の納入がおけると現場に支障を、復旧等現場に支障をきたしますので、国内メーカーのほうが迅速な対応ができるということで、こういう項目を入れさせていただいております。

江口委員

ちょっと、どうかなと思ったりしますのでこの点についても、ぜひ検討してください。これは双方ともデスクトップですね、入れたパソコンは、ですね。パソコン教室に置くわけでしょう。ところが、学ぶ形というのがどうなっていくんだろうということを考えたら、本当にこのデスクトップでこれからやっていくんだけど、どうだったのかなと思うことがあるんですが、そのあたりについては、どのような議論があったんでしょう。

教育総務課長

デスクトップということで、たぶんの委員のご質問の趣旨としましては、端末の種類等のご質問かと思っております。先ほど申しましたように、IT委員会等でいろいろなご意見をうけたまわって、ソフト・ハードにつきましては検討をしている中で、委員会の中でもタブレット端末、そういうお話もございました。結果的にはそういう話の中でいろいろ協議する中で、現在当然タブレット端末につきましても効果が非常に使用用途によっては効果があるという報告もあってありますし、学校現場についても、実際モデル的に使用されているようなところもございまして、全国的に見ますと、まだタブレット端末につきましてはモデル的な導入、国におきましてもここ2、3年モデル的な事業で実施しているのが現状でございますので、教育現場における情報の活用方法をいろいろ検討する中で、今回のデスクトップという形で仕様書を作ったところでございます。

江口委員

やっぱり、その先を見るということが教育というのは非常に大切だと思っているんです。その点について、さらに努力をしていただきたいと思います。この購入した部分については、何年間使う形になるんでしょうか。

教育総務課長

現在、パソコン教室のパソコンにつきましては、おおむね6年を更新めどとして年次計画で整備をしているところでございます。ただ合併後ちょうど6年、旧1市4町は基本的にはだいたいこの部分の納入が終わっておりますので、今後先ほどお話があったような検討もIT委員会等で詰めていきながら、次の更新等に向けて検討していきたいというふうに考えております。

委員長

他に質疑はありませんか。

永末委員

まず、この指名競争入札で市内業者が15社ということだったんですけれど、落札率がいくらだったのか。何%だったのかをお願いします。

契約課長

物品、役務につきましては、基本、予定価格を公表しておりませんので、今回予定価格がわかりませんので、落札率という形でのご報告できないかと思っております。

永末委員

物品関係は基本でないんですね、不勉強だったんですけれど。

契約課長

予算に対して、実際の応札額が何%であったという形では報告はできるかと思いますが、予定価格は非公表にしておりますので、落札率という形ではご報告できかねます。

永末委員

ちょっと別のところで聞きます。取得する品目としてコンピュータ575台、というのが出ていますけれども、これは大体1台あたりいくらになるんでしょうか。

教育総務課長

生徒用のコンピュータにつきましては、5万7600円.....

委員長

永末委員はそのコンピュータの単価を聞きたいのでしょうか、ハード込みで。

教育総務課長

先ほど言いましたように、単体ではなくてハードと申しますと.....すいません。生徒用コンピュータについてはデスクトップ1台当たりの単価という形で、5万7600円という入札事業者からの報告を受けております。

永末委員

それに対して、それぞれ出しているこの表の方にも下の方のいろんなソフトをインストールされるかと思うんですけれども、最終的に575台のうち生徒用が560台、教員用が15台ということでそれぞれ何らかの用途で使われるパソコンになるかと思うんですけれども、使う段階で手元に1台1台あるかと思うんですけれども、それが大体1台あたりいくらぐらいになるのかというのはわからないんですか。

教育総務課長

ソフトにつきましては、1台あたりいくらというのもございますが、1学校を単位についてのソフトの管理とか、あとはライセンス等がございますので、申し訳ございませんが、単純平均とかプロジェクトとか部品も違いますので、申し訳ございません。ちょっとそれは出しかねるかと思えます。

委員長

出ませんか。1台当たりの単価出ないんですか。

暫時休憩いたします。

休憩 10:32

再開 10:32

委員長

委員会を再開いたします。

教育総務課長

申し訳ございません。まず、各学校のパソコン教室でございますが、1校当たり生徒用が原則40台、それと教員用で計41台ということになります。先ほど言いましたように、今回の入札につきましてソフト等の割り戻しをさせていただきますと、1台当たり約12万6千円という経費になります。

委員長

他に質疑はありませんか。

(なし)

質疑を終結いたします。

討論を許します。討論はありませんか。

(なし)

討論を終結いたします。採決いたします。

「議案第63号 財産の取得(教育用情報機器等)」については、原案のとおり可決することに、ご異議ありませんか。

(異議なし)

ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

「議案第64号 訴えの提起(菰田中学校敷地内の民有地の時効取得による所有権確認)」を議題といたします。執行部の補足説明を求めます。

教育総務課長

議案第64号 訴えの提起について説明いたします。

議案書の39ページをお願いします。提案理由といたしましては、時効取得による所有権移転登記の手続き請求の訴えを提起するため、地方自治法第96条第1項第12号の規定に基づき、本案を提出するものでございます。

原告は飯塚市で、被告は、宮本康夫氏で、事件名は、所有権確認請求事件であります。事件の内容としましては、菰田中学校敷の一部に個人所有の土地が存在し、表示登記がなされておりますが、所有権の保存登記がなされておられません。当該土地は、昭和32年10月から現在にいたるまで、菰田中学校敷として飯塚市が実質管理しておりますが、当該土地については、登記上個人所有であるため、教育委員会において、調査を行いました。所有者について居所不明の状況であり、関係証拠書類も全く存在せず、50年以上中学校敷として使用してきた状況でございますので、事件の処理方針として時間的に早く解決でき、経費も少なく済む、所有権移転登記に伴う手続きが一切不要であるという理由により、当該土地について、時効取得による所有権移転登記の手続きを求め、福岡地方裁判所飯塚支部に訴えを提起するものであります。

当該土地につきましては、39ページに添付しております所在地、飯塚市菰田字坂出12番地、地目はため池、地積は92平方メートルでございます。

以上、簡単でございますが説明を終わります。

委員長

説明が終わりましたので質疑を許します。質疑はありませんか。

永末委員

特にこの行政的な手続に対してどうのこうのということはないんですけども、かなり昔からこういう状況というのがあったみたいなんですけれど、今になってこれを具体的に形にされようとしているのはというのは何か経緯的なものがあるんでしょうか。

教育総務課長

今、ご指摘のとおりこの事例につきましては、かなり昔から教育委員会としても確認はしております。その中で所有者の確認等を行う中で、取り扱いについてどのような形をした方がいいかということで、内部で検討しておりました。その結果、今回この案件につきましては時効取得という手法で案件を処理したいということで要求をさせていただいているところでございます。

教育部長

ただいまのご質問の件でございますが、原因が発見できましたのは、この菰田中学校につきましては、今年度限りで一中との統合のため廃校とする予定にしております。そのため、あと土地利用等の検討を行うにあたって、学校敷地についての登記簿等の確認を行う中で発見をした案件でございます。その後、顧問弁護士等とも相談をいたしまして、この問題についての対応を協議してまいりましたが、教育施設として利用している間に、時効取得の手続きということで具体的には裁判になりますが、これを実施することが適当であるというようなご指導をいただきまして、今回議案として上程をさせていただいているものでございます。

委員長

他に質疑はありませんか。

( な し )

質疑を終結いたします。

討論を許します。討論はありませんか。

( な し )

討論を終結いたします。採決いたします。

「議案第64号 訴えの提起(菰田中学校敷地内の私有地の時効取得による所有権確認)」については、原案のとおり可決することに、ご異議ありませんか。

( 異議なし )

ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、道祖委員から「バイオマスの活用について」、所管事務調査をしたい旨の申し出がっております。

道祖委員、その具体的な内容の説明をお願いいたします。道祖委員に発言を許します。

道祖委員

私は昨年の12月議会で、清掃工場は直接溶融炉方式でありますから、これに対して、今使われております石炭コークスの代替コークスを利用することによって、燃料費の削減、二酸化炭素の削減等々について取り組むべきだということを提案しました。その際に直接溶融炉を施工管理しております新日鉄住金という会社と協議して、検討するという答弁をいただいておりますので、その件について確認をさせていただきたいということです。

委員長

お諮りいたします。本委員会として、「バイオマスの活用について」、所管事務調査を行うことにご異議ありませんか。

( 異議なし )

ご異議なしと認めます。よって、本件について所管事務調査を行うことに決定いたしました。

「バイオマスの活用について」を議題といたします。道祖委員に質疑を許します。

#### 道祖委員

質問の趣旨は今言った内容なんですけれど、一般質問をした際にいろいろやりとりがあっておりますけれど、実証実験の新日鉄住金がやると、大阪府茨木市でやると。なおかつ、その際には近畿大学のバイオコークスを利用して実証実験をやるということで答弁がっております。それも3月、4月、5月というようなその時期についてはいろいろ変わってきたような気はいたしますけれども、すでに6月が終わろうとしておりますので、この実証実験の結果、それについて報告を求めるものです。

#### 環境施設課長

飯塚市と同じ直接溶融炉方式でやっております茨木市の環境衛生センターにおきまして、本年6月から近畿大学が開発いたしましたバイオコークスを活用した中で実証実験をやるというふうにお伺いしております。まず、はじめに、実施方法でございますが、溶融炉の安定操業維持と溶融物品質管理において重要な指標となる溶融物温度の維持を一定として試験条件を設定したというふうにお聞きしております。また、溶融物温度を維持できる範囲で、石炭コークス供給量をバイオコークス供給量に代替させるということでございます。試験条件といたしましては、6月2日からベースデータなるものを抽出しております。茨木市の環境センターにおきまして、150トンの炉でございますが、ごみトンあたり40キロから45キロという石炭コークスのベースデータになっております。それを6月2日から4日まで実施いたしまして、ベースデータをもとにいたしまして、代替条件1、2、3という形の中で実施されているようにあります。まず、はじめに、代替条件1でございますが、先ほど言いました40キロから45キロという形のなかで、バイオマスコークスを8キロ、約20%からスタートしておられます。通常の稼働している中でということでデータベースのトンあたり40キロから45キロについてはそのまま入れておられます。プラスアルファで、8キロのバイオマスコークスを入れた形の中で実証実験がされた。その実証条件の中でうまくいけば、第2条件バイオマスコークスを8キロ入れた中で、石炭コークス32キロ、合わせて40キロという条件をクリアし、また最終的には40%、バイオマスコークス16キロ、それから石炭コークスを24キロ、そういう形の中で実証実験をやると同っております。また、お伺いしますと実証実験が終わった段階の中で、今後、総合評価の分析及び評価について実施していきたいというふうにお聞きしております。

#### 道祖委員

石炭コークスプラスバイオコークスを入れたということですよ。それは代替が20%から40%までやっていくと、石炭コークスを減らしてその実験をやった。実験をやって、その結果については今後資料をつぶさに調べて出すということであるんでしょう。そういうことですよ、今の答弁は。

#### 環境施設課長

実際にやっておられますに茨木市等々にお伺いいたしますと、今実証実験のテスト中ということで、実証実験が終わった中で今現在分析評価をしている。その結果を待って、私どもとお話をしたいというふうにお聞きしております。

#### 道祖委員

結果として一番大事なことは、バイオコークスを入れてごみが溶融化、ガス化できたかどうかが一番問題なんですけれど、その点はできたのかできてないのか。

#### 環境施設課長

基本的に6月6日からバイオマスコークスを実証実験した中で、稼働しながらやっておられるという状況でございます。一番その問題になっておりますところのバイオマスコークスが炉底までまだ実際に届くかということにつきましても、実際の流れとして確認できなかったというふうな報告を受けておりますが、今後その辺を含めた中の検証を踏まえた中で、実証実験

の評価をしたいというふうにお聞きしております。

道祖委員

それは新日鉄住金が言っていることで、問題はごみが燃やすことができたか、端的言えば燃やすことができたか、溶融化方式ですから溶かして既存の石炭コークスでやっている内容と同等のもの、もしくは多少マイナス面があるかもわかりませんが、業務に対して支障がなかったかどうかということが一番大事なのであって、石炭コークスが炉底に着底しようがしまいが、それはなぜ着底しなくちゃいけないのかという論理的なことは何も説明ができないでしょう。問題は結果であって、結果が評価できるかどうかですよ。その結果が評価できるものが6月2日からやっていて、支障があったのかどうかだけ確認したいんですけど、その点についてはどういうことを、あなた方が言っているのはね、僕が聞きたいのは問題があったのか、なかったのか。データとして出てくるときは、それは例えば新日鉄住金が言っている炉は1800度ぐらいで溶融化しますよと、炉の温度は1800度ぐらいになっていますよということで説明しておるんだけど、それが1800度達成したかとかですね、溶融開始したのが鉄鉱石の場合はこの前言ったように1400度ぐらいで溶解しはじめるんですよ。そういうことができたかということを見ていくんだらうと私は思うんです。だけど、業務に差し支えがあるかないかというのは、ごみを投入して、バイオコークスを入れて、結果としてスラグと鉄、そういうものとフライアッシュででてくるやつがね、どういうふうにあったかということだけ確認できれば、バイオコークスが使えるか使えないかという大まかな判断ができるんじゃないんですか。その点についてはどうなのかということ、今確認しているんですよ。

環境施設課長

質問議員が言われますように、稼働した中で今回の実験がなされた。ただ今ですね、いろんな形でトータル的な分析につきましては、今現在分析中であるということで、全体を分析した中である程度の公表をしたいということをお聞きしておりますので、言われますように稼働しながら、今回の実証実験がされたというふう聞いております。

道祖委員

茨木市で実証実験をやってごみ処理に支障をきたしたのかと、実証実験をやっている間に、それだけなんですよ、まず。

環境施設課長

今現在テスト中ということで、公に公表できないということでございますので、今後いろんな分析等々ができた段階でお話を聞きたいと、そして報告したいというふう考えております。

道祖委員

どういう質問を茨木市にお願いしたんですか。それをやっていて問題があったのかどうか、炉が止まったとかね、スラグとか鉄が溶融して下から出てきますけれど、それがうまく出なかったとかそういうことぐらいは細かいデータをどうだこうだとかいう話じゃないでしょう。目視でもできるじゃないですか。そういうことは聞いてないんですか。どんな聞き方をしているんですか。

環境施設課長

今回の実証実験は、あくまでも石炭コークスからバイオマスコークスの代替という条件のもとで、実験されたというふう聞いています。実際に、今先ほど言いましたように、通常の稼働がメインの中で、実際にコークス等々を、いろんな形の中で炉底条件が悪くなればブランクコークスを使ったりした中で実証実験をされた。実際に止まったということは聞いておりません。

道祖委員

実証実験をやるときにですね、混入率をどうするとか、どこまで混入率を上げるとかそういうこともやっているんでしょう。そういうことはデータを見なくちゃいけないでしょうけれど、

混入率が20%のときに支障なく炉が動いたのか、これはイエスかノーかだけなんですよ。40%でも動いたかどうかなんですよ。だからその点を確認しているだけですから、再度答弁を求めます。

環境施設課長

基本的に稼働いたしております。

道祖委員

ということであるならば、一般質問のときに炉の形態が、JFEの炉では実証実験はもう確認できたという報告書が上がっているわけですね。その際に、それをもって質問した場合、あなた方は新日鉄住金の熔融炉では実証実験が行われていないからということでありました。そのときの理由がですね、炉の形態が違うからとか、いろいろ言うておりましたけれど、その際に私言ったと思いますけれど、シャフト式熔融炉ですから、これは基本的には問題ないんじゃないかと。私が聞いておる限りにおいては、新日鉄住金製の方が炉が長いと、縦長だと。だから、よりよく燃烧し、熔融していくというふうに聞いています。その点から考えれば、恐らく実証実験の結果としてはいい値が出てくるんじゃないかと思いますが。じゃあ、そのデータがいつ出てくるのか。どういう働きかけを新日鉄住金にしているのか。それを見て今後どうしようとしているのか。この点について答弁ができますか。

環境施設課長

データの提出時期につきましては、今現在未定であるということしかご答弁できないということでございます。そのデータに基づきまして、実際に茨木市でやられた状況の中を、どういうふうな形の中で課題問題等々、その辺の操業に関してどういうふうな課題問題があったかということ踏まえました中で飯塚市のクリーンセンターとして検討していきたいというふうに考えております。

道祖委員

施設ですね、清掃工場で使うという観点から質問しておりますけれど、だからその点だけで施設担当課長だからご答弁をいただいておりますけれども、お願いですけれど、この近大が開発していますバイオコークスの動きについて、どういうふうな動きを、質問前後からですね、どういう動きになってきているか承知している点がありますか。

環境施設課長

大変申し訳ないんですが、まだ実際に近代のバイオマスコークスにつきましてはですね、書類、文書を調べた中で研究はいたしておりますが、それがどういう形の中で全体的にやっておられるかということまでは担当課としては把握いたしておりません。

道祖委員

部長、施設の担当課長だから課長の答弁はここまでかもわからないですけれども、予算委員会の中でも言いましたけれど、環境問題について、これは二酸化炭素を低減できると、バイオコークスを利用することによって、ということが言われておるわけです。恐らく相当量の何千トンかですね、二酸化炭素の削減に寄与するというふうに思っておりますけれども、施設課長じゃあね、施設だけの関係の調査というか、どうしても業務の範囲がありますので、部長の方で近大のバイオコークスっていうのがどのように今、社会で受け入れられているか。また、展開しようとしているのか。実態を知っているならご答弁いただきたいし、存じ上げていないということになれば、何らかの形で調べるといえることはできますか。

市民環境部長

先日も質問委員さんの方にご配慮いただきまして、井田先生をはじめとして私どもも参加した中で、いろいろ直接先生のほうからご教授をいただきました。飯塚市といたしましても第2次環境基本計画を策定する中で、世界・日本をはじめ省エネへいろんな形の中で取り組みがなされております。そのことも踏まえまして、先ほども言いました基本計画の中でも、いろん

な形で市の方向性というのをお示しいたしております。その中で質問委員が言われますとおり、このCO2の削減、いろんな観点の中から近大のバイオマスの研究につきましても、当然ながら市として調査に値するものだと考えておりますので、いろんな観点から今後も引き続き調査をしたいと思っています。私自身といたしましては、この実態につきましてもまだまだ知識不足もありますので、担当職員と一緒にですね、勉強させていただきたいと思っております。

道祖委員

ぜひ、お願いいたします。きょうのところはここで質問を終わりますけれども、次回、機会があればですね、実証実験の結果並びに行政の方の調査結果等について質問させていただきたいと思っておりますので、よろしくお願いいたします。

委員長

他に質疑はありませんか。

上野委員

バイオマスコークス、今年の6月2日から実証実験をやられているということですよ。まだ、2カ月も経っていないので、熔融炉というのは非常に高価なものですので、しっかりとそこは期間をかけてやっていただかないと、使ったはちょっと炉が傷んだではまたとんでもない金額がかかってしまうのでお願いしますということが1点と、私も不勉強でよくわからないんですが、バイオマスコークスの流通量とかですね、流通の経路も今から検証されていく中でしっかりとつかんでいていただきたい。というのは量がきちんと確保できるのかという問題と价格的に競争性が担保できるのかというのも大変大きな問題になってくると思いますので、並行してそこら辺も調べていただきたいというふうに要望をしておきます。

委員長

他に質疑はありませんか。

( な し )

質疑を終結いたします。

お諮りいたします。本件については、調査終了とすることにご異議ありませんか。

( 異議なし )

ご異議なしと認めます。よって、本件は調査終了することに決定いたしました。

お諮りいたします。案件に記載のとおり、執行部から5件について、報告したい旨の申し出がっております。報告を受けることにご異議ありませんか。

( 異議なし )

ご異議なしと認めます。よって、報告を受けることに決定いたしました。

「第32回飯塚新人音楽コンクールについて」の報告を求めます。

生涯学習課長

第32回飯塚新人音楽コンクールの結果についてご報告いたします。

本コンクールは今回で32回目を迎えることとなりました。ピアノ部門と声楽部門で開催され、予選が5月3日から5日までの3日間にわたり行われました。

本年度は、昨年度84名の応募に対し、本年度はピアノ部門に49名、声楽部門に37名、合計86名の方々の応募がりましたが、ピアノ部門で2名、声楽部門で1名の参加辞退があり、予選の参加者は83名となりました。予選の結果はピアノ部門14名、声楽部門17名の方々が本選出場を果たされました。今月9日、日曜日に行われました本選では、ピアノ部門で1名の辞退者がありましたが、予選通過者は存分にその実力を発揮され、すばらしい演奏が繰り広げられ、審査の結果、別紙資料に記載の方々が入賞されました。

なお、10月19日、土曜日、14時から第32回の新人音楽コンクールの招待演奏会が行われるようになっております。今回の1位をはじめ、入賞者の方々が素晴らしい演奏をされますので、ぜひご来場いただきますようにご案内申し上げます。

以上、簡単ではございますが報告いたします。

委員長

報告が終わりましたので、質疑を許します。質疑はありませんか。

( な し )

質疑を終結いたします。本件は報告事項でありますので、ご了承願います。

次に、「放課後子ども教室に関するアンケート調査の実施について」の報告を求めます。

中央公民館長

「放課後子ども教室に関するアンケート調査の実施について」、ご報告いたします。

現在、市内の全小学校ごとに、中央公民館が所管して、平日の放課後や土曜日に、学校や公民館等で実施しております。放課後子ども教室の充実と推進を図ることを目的に、全小学校児童の保護者からの意見を聴取するアンケート調査を実施いたしますので、ご報告いたします。

配布資料の「放課後子ども教室(子どもマナビ塾)に関するアンケート調査」を、お願いいたします。実施日は、平成25年7月1日から、提出期限を平成25年7月18日としております。

調査の内容といたしましては、放課後子ども教室への参加状況、参加希望の有無、参加できない場合はその理由、その他自由なご意見という設問にお答えしていただく調査となっております。

なお、本調査の実施にあたりましては、調査票の配布及び、調査表回収の一時預かりで、各小学校のご協力をいただくこととしております。

放課後子ども教室は、平成24年度の実績で1375名の参加がありましたが、市内全児童6743名の約20%の参加率であることから、今回のアンケート調査を参考に、更なる参加者数拡大等の充実を図っていきたいと考えております。

以上、「放課後子ども教室に関するアンケート調査の実施について」、ご報告を終わります。

委員長

報告が終わりましたので、質疑を許します。質疑はありませんか。

道祖委員

アンケートの裏に質問4がありますね。「子どもマナビ塾に参加できない理由を教えてください。」、児童クラブに行っているためということを設定としておいておりますけれど、児童クラブに行っている子ども達はこれまでの経験則の中で、マナビ塾には参加していない人たちが多いという前提で質問しているんですか。

中央公民館長

児童クラブにいらっしゃる児童も放課後子ども教室に参加は可能でございます。ただ、児童クラブでお預かりされております児童を迎えにいたりとか、そういう関係で放課後子ども教室に参加できないとか、そういった状況があるんじゃないかなということで、その理由をこの設問の中に設けております。

道祖委員

だったらね、児童クラブに行っているために参加できないということであるなら、逆に放課後子ども教室、子どもマナビ塾をやっている場所についてね、教育委員会としてどういうふうに取り組むかということをやはり今後考えていく必要があると私思いますので、その点だけ、意見だけ言わせていただきます。

委員長

他に質疑はありませんか。

上野委員

意見と要望なんですけれど、こういう学校関係だけに限らずあのアンケートをされる際に、非常になんかやさしくないないつも思っているんですけれど、例えばマナビ塾にもうちょっと参加をしていただきたいということであれば、各小学校ごとに人気のある科目というか、事

業をこれだけ空いているんですから書いてあげたりですね、何があっているかわからないんじゃない、参加させようかなという気にも余りならないんじゃないかなと思いますので、そういうふうなご配慮を、ぜひしていただくようお願いいたします。

委員長

他に質疑はありませんか。

( な し )

質疑を終結いたします。本件は報告事項でありますので、ご了承願います。

次に、「平成24年度に発生した体罰に係るアンケート調査について」の報告を求めます。

学校教育課長

平成24年度に発生した体罰に係るアンケート調査について、平成25年5月28日開催の市民文教委員会においてアンケート内容とその経過についてご質問がありましたので、ご報告いたします。

アンケートの内容につきましては、お手元に資料として提出しておりますのでご確認ください。児童生徒・保護者用と教職員用で、両面印刷2枚となっております。

アンケート調査の経過について改めて報告いたします。平成25年2月8日付で、福岡県教育委員会教育長から体罰の実態把握のため体罰状況報告書の提出について通知がありました。報告内容は、平成24年4月1日から平成25年3月31日までの間に発生した体罰事案についてとなっております。

また、報告書作成に先立ち、教職員及び児童生徒・保護者に対するアンケート調査を実施することとあり、ここでいうアンケートが資料として提出しておりますアンケートでございます。平成25年2月28日をアンケート調査回収期限とし、各学校で教職員及び児童生徒・保護者に対してアンケートを実施いたしました。回答内容により校長による聞き取りを行い、報告書を作成するよう依頼いたしました。3月22日、提出された報告書の内容について、第三者を含めた検討会議を開催いたしました。4月15日、検討会議の結果をまとめ、5件5名を体罰事案として福岡県教育委員会に報告いたしました。なお、別途資料にてアンケート調査に付いての経過を提出しておりますのでよろしく願いいたします。

以上、報告を終わります。

委員長

報告が終わりましたので、質疑を許します。質疑はありませんか。

上野委員

このアンケート調査の経過内容、よくこういうふうに公開していただいたなというふうに、まずは敬意を表します。この中で5件、5名なんですが、今現在本当に小学校の高学年から中学生は、学校の先生は叩けないというふうに思っている生徒もいてですね、また家庭の中でもそういうことを子どもに言っている親も実際にいるんですよ。そういった子どもたちが叩けないということがわかって、例えば授業を乱したり、学校の中で本当に暴れたりとかして先生達も大変なところもあると思うんですが、また次の報告にありますけれども、飯塚市がめざす教育のこの3ページ目、大人が手本を示しましょうってあるんですけど、そういった生徒に対しては叩くことはできないので、ぜひ保護者に対してですね、PTAなり、また地域の方々の力もお借りしながら、家庭に対する指導を強く行っていただきたいというふうに要望するのが1点。もう1点、5件ありますけれど、いわゆる昔でいう愛がいき過ぎてという行為は仕方がなくもない、いけないことなんですけれど、そうじゃなくて明らかに先生方が理不尽な体罰、本当の体罰ですね、そういうふうなことがあっていないのかどうか、もしあっていたら、それは教育委員会の方で教職員の方々に対して、厳しくご指導なり処分をしていただきますように、これは要望しておきます。

委員長

他に質疑はありませんか。

( な し )

質疑を終結いたします。本件は報告事項でありますので、ご了承願います。

次に、「飯塚市がめざす教育 3」の配布について」の報告を求めます。

学校教育課長

リーフレット「飯塚市が目指す教育 3」を作成し、飯塚市内の小中学校の全児童生徒に配布いたしましたのでご報告いたします。

目的につきましては、飯塚市が目指す教育のビジョンや構想を示すとともに、その実現を果たすべき学校、家庭、地域の役割を明確にすることで、それぞれの役割の遂行と連携協力の必要性や重要性を教職員、保護者、地域住民に対して広報啓発するものでございます。

別添資料のリーフレットをご覧ください。表紙につきましては、平成28年度開校予定の小中一貫教育校の配置図を記載しております。

主な内容につきましては、見開き1ページの部分をお願いいたします。9年間をつなぐ小中一貫教育のさらなる推進を図るための具体的な手立てを示すとともに、学力向上を図る上で基盤となる生徒指導を中心的な内容として作成しました。また、これまでのリーフレットにも家庭の役割につきましては明記しておりましたが、今回のリーフレットでは、学校も家庭も目標を明記することで、より連携を深めながら、未来の飯塚市を担う子どもを育成したいと考え、学校教育と同様に、家庭教育につきましても指針と目標を上げております。

以上簡単ですが、報告を終わります。

委員長

報告が終わりましたので質疑を許します。質疑はありませんか。

( な し )

質疑を終結いたします。本件は報告事項でありますので、ご了承願います。

次に、「工事請負契約について」の報告を求めます。

契約課長

工事請負契約の締結状況について、お手元に配布いたしております資料によりご報告いたします。今回報告をいたします工事は、小・中学校大規模改造等及び給食調理室建設工事の建築一式工事10件及び解体工事1件であります。

入札の執行状況につきましては、業者選考委員会において、建築一式工事は、「条件付き一般競争入札実施要領」及び「運用基準」に基づき、9件につきましては建築一式工事の 等級に格付けされる要件等を決定し、1件につきましては建築一式工事の 等級及び 等級に格付けされる要件等を決定し、また、解体工事につきましては、「指名基準」及び「運用基準」に基づきまして、解体に登録のある業者を指名することで決定し、入札公告、指名通知を行い、入札を執行いたしました。

入札の結果でございますが、資料1ページをお願いいたします。飯塚第二中学校大規模改造(その2)工事につきましては、14者による入札を執行いたしました。その結果、落札額1億1838万7500円、落札率84.99%で赤尾組が落札しております。

次に、資料2ページをお願いいたします。飯塚東小学校大規模改造(その3)工事につきましては、13者による入札を執行いたしました。その結果、落札額1億1224万5000円、落札率84.99%で大建が落札しております。

次に、資料3ページをお願いいたします。飯塚小学校大規模改造(その1)工事につきましては、12者による入札を執行いたしました。その結果、落札額9947万9100円、落札率84.99%で瑞建工務店が落札しております。

次に、資料4ページをお願いいたします。飯塚小学校大規模改造(その2)工事につきましては、11者による入札を執行いたしました。その結果、落札額9512万5500円、落札率84.

99%で山下工務店が落札しております。

次に、資料5ページをお願いします。飯塚第二中学校給食調理室建設工事につきましては、8者による入札を執行いたしました。その結果、落札額8815万5900円、落札率84.99%で西組が落札しております。

次に、資料6ページをお願いします。鯉田小学校大規模改造(その1)工事につきましては、9者による入札を執行いたしました。その結果、落札額7997万3250円、落札率84.99%で前田建設が落札しております。

次に、資料7ページをお願いします。高田小学校大規模改造工事につきましては、7者による入札を執行いたしました。その結果、落札額7892万4300円、落札率84.99%で曾根組が落札しております。

次に、資料8ページをお願いします。八木山小学校大規模改造工事につきましては、6者による入札を執行いたしました。その結果、落札額7398万6150円、落札率84.99%で協同建設が落札しております。

次に、資料9ページをお願いします。片島小学校大規模改造(その3)工事につきましては、6者による入札を執行いたしました。その結果、落札額6786万9900円、落札率84.99%で九特興業が落札しております。

以上9件の建築一式工事 等級による入札につきましては、それぞれ2者以上の同額応札があり、くじ引きにて、落札者を決定いたしております。

次に、資料10ページをお願いします。鯉田小中学校大規模改造(その2)工事につきましては、建築一式工事の 等級又は 等級による変動型最低制限価格方式で入札を執行いたしました。その結果でございますが、7者による入札の結果、落札額6430万2000円、落札率96.99%で、神崎建設が落札しております。

次に、資料11ページをお願いします。旧鯉田中学校解体工事につきましては、6者による入札を執行いたしました。その結果、落札額5123万5800円、落札率84.99%で日ノ出建設工業が落札しております。この入札につきましても、2者以上の同額応札があり、くじ引きにて、落札者を決定いたしております。

以上簡単ではございますが、報告を終わります。

委員長

報告が終わりましたので、質疑を許します。質疑はありませんか。

道祖委員

これは11件、教育委員会関係の内容ですよね。ざっと見ましたら11件あって、1件は解体ということで、それ以外のものについては建設関係だというふうに思いますけれど、その結果、9件は最低価格ですね。最低制限価格で落札になっています。1件は変動型の最低制限価格で落札されておるわけですけど。それとずっと見ていますとですね、入札に参加した業者というのは、一番上を見たらおわかりかと思えますけれど、瑞建工務店まで14社、あとは落除きをして業者がだんだん減っていくという形になっているわけですね。ということは、10ページを見ますと、10ページ目から1ページ目にずっと戻っていきますと10件に入札しているわけですね、業者14社で1件ずつ落ちて落除きと、変動型最低制限価格については金額のランクが違うから、違う業者が加味されたということになってくるわけですけど。これは入札日が5月28日、全部一緒ですね。公募もこれは一緒でしょう。地元の業者というのは、最低価格ですべて落ちていきますけれど、一応ですね、積算しながら入札しているはずなんですよ。基本的にはすべて。というのは、厳しい経済情勢の中でやはりコストが高いということで、いくら教育委員会が出す仕事でも赤字になる可能性はあるわけですよ、仕事ですから。仕事をすれば儲かるという時代じゃないということなんです。そういう観点から考えますと、仕事を出しました、仕事を出してやるという感覚で教育委員会は、今度はこういう入札をさせ

たんじゃないかというふうに私は思うんですけども、わかります、何を言いたいか。わからないでしょう。あなた方ね、業者さんというのは、どういう業者さんなのか地元だからよく見とかないとだめですよ、仕事発注する方は。積算をしなくちゃいけないんですよ。10件全部積算するのにどれぐらいの手間がかかっているんですか。どれだけの人件費がかかってやっていると思うんですか。その最低価格でもって利益が出るか出ないか。積算しないと入札できないんですよ。仕事をとったが赤字といったら民間企業は潰れるんですよ。10件も積算をして結局仕事とれなかったと。とれないこともあるでしょう。しかし、例えばとったところにしてもですよ、10ページの神崎建設が一番はじめからずっときているわけですよ。とれなかったところはとれなかったところで積算に要した人件費とかですね、コストいろいろもろもろの経費ですよ、経費というのは大変なものがあると思うんですよ。神崎さんのところはこれは10件目でとったから、仕事にはありついたからよかったなど。しかし、ここに至るまでのコストというのは、この最低価格でとったときに利益がでるかということですよ。教育委員会は何を考えてこういう発注の仕方をしているんですか。それともあなた方は積算を大事にしてないんですか。設計があって、あなた方は根拠を持っていて、そして業者は入札しようとするときに積算をするわけですよ。そのときに10件も積算をしてから仕事をとったとしても、入札できたとしても、利益がでるかですよ。その前の経費がどれぐらいかかっているかということですよ。何を考えてこういう出し方をしているのか。しかも、公募した日にちから入札まで一緒なんですよ。限られた時間であなた方1億円以上の仕事ですよ、これ。細かいところまで見ようと思ったら見れるんですか。そういう実態について、教育委員会は仕事を出す立場から業者の意見とか話を聞いたことはあるんですか。

教育総務課長

今回の大規模改修等につきましては、耐震等で工事等が集中したという経緯は委員がご指摘のとおりでございます。教育委員会としましては、当然事業者の対応等もございしますが、まずは児童生徒に支障のないような夏休み等に、施工等がいいのではないかとということで関係各課と協議をしたところで発注をした次第でございます。

道祖委員

それは教育委員会の立場ですよ。ですけども、これまで皆さん方は行政は地元業者の育成、経済の振興、こういうことを言っているわけですよ。仕事をしたいけれど、利益が出ない仕事に対して、出し方によっては利益は出ないんですよ。それが本当にいいことかどうか、あなた方は仕事を出す立場でものを考えているから、仕事をする人の立場になって、それと税金とかそういうことを考えたときにどうあるべきかということを考えてね、出す立場はやらないといけないんじゃないですか。今の総務課長の答弁は出してやるという立場じゃないですか。自分たちの都合だけじゃないですか。あなたは関係部署と相談したというけれど、関係部署はこれで妥当だというふうに言ったんですか。関係部署の人たちは、業者がこんな出し方されたら泣きますよということは言わなかったですか。

教育総務課長

先ほども説明しましたように教育委員会としましては、その時期等につきまして設計担当部署、入札担当部署等とも協議をさせていただいて、発注した次第でございますが、決して事業者に対して負担等がかかるというのも、工事件数が多いというのは十分認識はしておりましたが、時期等を教育委員会の都合と言われれば、それまででございますがそういう形をお願いをした次第でございます。

道祖委員

この仕事を発注する前に、いろいろと私が聞くのは業界からどうもこの頃教育委員会の仕事をするると赤字になると、そういう話を聞くんですよ。ちらちらと業界の人から。あそこでも赤字だった、ここでも赤字。だけど受けた以上はそれはね、ぐちぐち言たって駄目だと。な

ぜなら、当然積算して利益がでると、もしくは利益はでないけれども仕事だけ回していくためにはいたしかたないと。そういう観点で入札してきているけれど、しかし、こういう出し方をされたらですね、やはり業者は非常に困ると思いますよ。あなた業者の人たちがね、1社にどれだけ積算をする人がいると思うんですか。あなた方は優しさがいい、教育委員会は。教育を教えているわりには人に対する優しさがいいとこの件で思いますよ。けれど、総務課長はもう出したものだから関係ないと思っているでしょうけれどね。副市長、今後この点についてはこういう出し方はやはり、わかっているでしょう。わかっているならわかっている人がきちっとこういうふうに対応するというのを答弁して下さい。

副市長

今ご指摘の点については、この委員会で言うのはどうかというのはありますけれども、そういう今質問者の言われるようなことは私も承知しております。それで入札制度という形で本来は総務委員会でいずれ報告することになるとは思いますけれど、こういうケースは恐らく今後はないからいいということじゃなくて、同時期に多数の件数を発注する場合には一定の期間をやっぱり当然設けるべきであろうということを、今回そういうふうに変更するようにいたしました。これについては所管は総務委員会ですから、どれくらい延ばしたということはここでは明確に言いませんけれども、そういう一定のですね、業者さんが困っているということもお聞きいたしましたので、契約課と相談いたしまして、委員会の中で一定の方針を。これだけ多数の一時期に10件も20件も1等級の業者に発注することがあるかということ、なかなかこれからはないだろうと思いますけれど、あった場合には、やはりそういう負担をかけたらいけないという一定の改正案といいますか、そういうことをいたしましたのでここでちょっと代わりに私が答弁させていただきます。

教育長

副市長が説明いただいたあとに非常に恐縮ですが、これだけ一度の発注について何とか再考できないかという相談は、実は私も直接受けました。ただ、今、優しさがいいと言われたことで、どうしても引っかかりがあって発言をさせていただいているんですが、先ほどの道祖委員の質問の中から業者さんの立場からすると私どものこの発注の仕方は、ああなるほど、そういう配慮にかけていたんだということも正直勉強させていただきましたが、今回このようにあえてさせていただいたのは、少しでも早く耐震工事をする中で、児童生徒の安全確保に努めたいということが1つと、工事の時期を子どもたちの夏休み期間中にしなければ、現在子どもたちが生活している校舎の改造工事がほとんどですし、校地内での工事ですから、日ごろの授業や教育活動に支障を来すので、期間がこのように限定せざるを得なかった、ある意味これは、子どもたちへの優しさでもあるということもご承知おきいただきたいと思います。以上です。

道祖委員

教育長、その点は理解しているんですよ。おっしゃるとおり、教育総務課長が答弁した内容については理解します。ただ問題はね、この話が出る前の前提があるわけ、前提が。というのは教育委員会の仕事の発注の仕方そのものが、きちっと発注できていたのかということなんです。仕事を発注してその予算の中でできるから落札すると、それは当たり前です、当たり前。おまえ仕事をとったから赤字を出したのはおまえの会社が悪いんだと。しかしね、やはり聞き及ぶところによりますと、教育委員会の仕事の出し方、積算の中身、教育委員会が示す積算の中身と現場で実際に施工した仕事とのやはり差があると。漏れがあると。教育委員会が出す仕事においては、仕事をしていく上で漏れがあると。しかし、工期も決まっていますそれが設計変更できるかといったらそれはできなかつた。それは、あなた方はちゃんと図面をやっているでしょう。ちゃんと仕様書もやっているでしょう。そこで探しきれなかつたのはあなた方のミスですよ。しかし、本当にそれがミスなのかということがあつたんです。その前提があつて、教

育委員会の仕事に対しては不安を覚えると、仕事をいただくには。なおかつ、このような形で出されるとより一層積算が細かくしなくちゃいけないところができなかったと、できないようになる、ということなんです。そういうことがあるから改めて言っているんです。だから、副市長にご答弁いただきましたけれど、これは教育委員会に限らず、やはりこういう発注の仕方は今回景気対策とかですね、合併特例債の使用の問題とかいろいろあるから今仕事を集中的に発注をしているんでしょうけれど。しかし、従来どおりのやり方がいいのかどうかということ副市長にご答弁いただいたんです。それは検討すると言っているんです。教育長の考え方も理解していますが、そういうことがあったということだけのご理解を、もし私が言っている事がうそだと思うなら、ちゃんと調べて次回でもあなたはうそつきだったと言っていたら結構ですよ。

委員長

他に質疑はありませんか。

岡部委員

どこのところに問題があるのかということが、私もさっきからずっと同僚議員の意見を聞きながら考えたんですけどね。誰が見てもおかしいなと思うのはこの85%という最低制限価格を公表していて、84.99%という形の中ですべてがいくと。先ほどの答弁の中では、こういう一度に出すようなことももうなかりうというような話もされた。私は違う角度で聞いていた。85%という最低制限価格は、今日は報告事項だから契約課の方にも詳しく聞こうとは思いませんけれどね。85%という数字が果たしてやっていける数字なのかどうかということが、きちっと追跡されよるんだらうかなと。単純にいったら今回数が多く出たから全部85%以下に出たらその執行残だけで新しいやつがまたできると。簡単に言えばね。それぐらいの大きな金額になっているわけですよ。だけど、結果的には85%でできない人たちが考えることはなにかといたら、とにかく85%でくじ引きでとると。とったときに、まず積算にかかる費用というのは一切かけなくていいと。かかる人もいなくていいと。要するに指名の中に入れば、そういう人間がいなくてもどうせくじ引きだという世界になっていくだけだから、飯塚市の業者の技術レベルというのはどんどん下がっていきただけですよ。本当に自分たちが積み上げてきた金額じゃない。とにかく、ふが良ければプラスになると。だから、私は大事なのはこういう数字を設定するときには、こういう数字で受けたやつがどういうふうになるかという追跡を契約課なり、きちっと把握しているのかと。もし、それで要するに市民税につながらんような利益につながらんような形が出てくるとするならば、これを積算する建設部なりにきちっとした指導をしなきゃいけないんじゃないかなというふうにする。そういうことは全部おざなりに、ほったらかされているからね、みんなとにかく声がかかったらくじ引きに参加しよう。くじ引きで当たったら、うまくいったら儲け。悪かったときはふが悪いと。そんな発注の仕方は私はないと思うんですよ。できることなら、今回これだけ多くの発注がなされて84.99%でやったわけですから、受けた業者の方が最終的にどういう形で事業としてなりえたのか。そういうことも調査する必要が私はあると思うんですよ。それはもう85%と決めていて、くじ引きに参加して悪かったら来なくていいよという世界じゃないと思うんです。私が心配するのは、もう積算もなにもしなくてもいい状況に入ってくるということは、それだけこの企業の技術レベルも下がってくる、能力も下がってくるというふうには私は思うわけですよ。副市長、どう思います。

副市長

これはどちらかというこの委員会で論議すべき問題かどうかというのは、先ほども言いましたように若干疑問があるんですが、入札制度とかで基本的には総務委員会で付託の受けてやってきたことでありますし、85%がいいのか、80%がいいのか、90%がいいのかというのは、これはなかなか非常にこの場でご答弁するのは難しいと思います。行政としてはいいも

のが安くできるというのは、これは最高のことでありますし、やはり民間の業者さんであればそれを事業継続していくためには、いわゆる一般的な経常的な利益が出て継続される。そして、発展してもらうのが望ましいし、行政にとってもいいものが安くできる。こういうふううまくいくのが一番いいということだけは言い切れませんが、何%がいいかということは一概になかなか簡単に行かないのかなというふうに思っております。工事積算の内訳といいますか、これについてはできるだけ業者さんの負担がかからないように、細かいところまでは確か私の知るところでは求めてないと思っております。大きな項目の中で大枠で求めている話じゃないかと。ただ、いろいろ入札の業者選考委員会をする場合でも、工事を発注するときに何日に公募をして、何日以内に申し込んで、何日以内にやると、今まで市長部局の方である一定のルールに従って単純にその件数とかなんとか無視してやってきた結果が業者さんに今回の場合は少し負担を与えたんじゃないかという反省はしております。だから、件数が多いときはその辺にある一定の余裕をもって早くするのか、もう少し内訳書の提出をする期間を延ばすのかということは、当然我々も配慮しなくてはいかんだろうということをお先ほど答弁したわけでございます。

岡部委員

85%がいいか悪いかと聞いたわけでも何でもありませんよ。要するに85%と設定するときに、85%で成り立つような数字になっているのか、なっていないのかということをお聞きするのであって、私冒頭に言いましたように、これは報告事項ですので、所管の総務で業者選考のあり方というのは当然やらなきゃいけないと思うけれど、今回みたいな教育の中で大量に出てくれば、どこだってそうだろうと思うんですけどね、この機を逃したら、もう二度と出らんと、みんなそう思いしょうがないから、1、2の3で駆け込むというような形になるわけよね。だから、やっぱりそここのところも契約の方で考えていただいて、報告ですので資料をくれとかなんとかいう世界ではないけれど、当然受けた業者の追跡ぐらいのことはやるでしょうねということをおね、私はお尋ねをしたかった。言いたいことは全部言いましたので、別に答弁は要りませんけれどね、と思っております。

委員長

他に質疑はありませんか。

( な し )

質疑を終結いたします。本件は報告事項でありますので、ご了承願います。

次に、閉会中の特別付託事件について、吉田委員に発言を許します。

吉田委員

当委員会としまして、現在、「学校施設等の再編について」を閉会中の付託事件として受けておりますが、先月5月に委員の改選もございまして、市民文教委員会といたしましては、教育の関係と環境問題は重要なことと考えられますので、「生活環境について」を付託していただきたいと思っておりますので、委員長において、お取り計らいのほうをよろしくお願いしたいと思います。

委員長

ただいま吉田委員から「生活環境について」、特別付託の申し出がっております。

お諮りいたします。本件を閉会中の継続審査事件とし、調査終了まで付託を受けたいと思っておりますが、これにご異議ありませんか。

( 異議なし )

ご異議なしと認めます。よって、本委員会として「生活環境について」を閉会中の継続審査事件とし、調査終了まで付託を受けることに決定いたしました。

なお、本件については、会議規則第100条の規定に基づき、議長に申し出をいたしますので、ご了承願います。

これもちまして、市民文教委員会を閉会いたします。お疲れ様でした。